

## 第6節. 因果関係

A

### 1. 条件関係

因果関係は、発生した結果を実行行為に帰責（帰属）させる役割を果たすものであるから、それが認められるためには、少なくとも、実行行為によって結果が惹起されたという事実的な関係（つながり）という意味での事実的因果関係（条件関係）の存在が必要である。

基本刑法 I 59 頁

このように、条件関係は、因果関係が認められるための最低条件である。

#### (1) 条件関係の判断公式

条件関係は、「その行為がなければその結果は発生しなかった」（＝「あればこれなし」）という判断基準により判断される。

この公式は、「その行為がなければ」と仮定して判断するため、仮定的消去法の公式とも呼ばれている。

基本刑法 I 59 頁

#### (2) 条件公式の使い方

山口総論 54～57 頁、基本刑法 I 59

##### ア. 結果の具体的把握

～65 頁

構成要件の結果は具体的に把握される。実行行為との間の因果関係が問題となる結果は具体的な結果だからである。<sup>1)</sup>

##### イ. 代替的原因の存在

現実に遂行された実行行為のほかに、構成要件の結果を同様に惹起しうる代替的原因が存在する事例においては、実行行為を取り去っても、代替的原因によって構成要件の結果が同様に発生していたであろうから、「行為なければ結果なし」の公式によると条件関係を肯定することができないことになるのではないかという問題がある。

##### 〔論点 1〕 択一的競合事例

B

代替的原因が現実化した事例である。例えば、X と Y の二人が、それぞれ独立に、V を殺害しようとして、V の飲み物にそれぞれ致死量の同一毒を混入し、その結果、V が死亡した事例である。

代替的原因が現実化した択一的競合事例では、「行為なければ結果なし」の公式によると、双方の行為につき条件関係が否定される。

これでは、双方の行為に条件関係が肯定される重疊的因果関係の事例との均衡を欠く。

そこで、上記公式は条件関係判断の補助公式にすぎず、当該行為の作用により結果が発生したと認められる場合には条件関係が認められると解すべきである（合法則的条件説）。

##### 〔論点 2〕 仮定的因果関係の事例

B

代替的原因が潜在化していた事例である。例えば、死刑囚に対して死刑が執行される際、被害者の父親がその場に現れ、死刑執行のボタンを自分で押し、執行予定時刻に死刑囚を死亡させたという事例である。

<sup>1)</sup> 不作為犯と過失犯では、期待された作為・結果回避義に合致した行為がなされていたならばという仮定をして、結果回避可能性の観点から条件関係が判断される（山口総論 55～57 頁）。これについて、付け加え禁止の原則に対する例外であるという見方もある（基本刑法 I 61 頁）。

条件関係は、行為なければ結果なしの公式により判断されるのが通常である。

確かに、仮定的因果関係の事例では、当該行為がなくても潜在する代替的原因により結果が発生していたのだから、行為なければ結果なしという関係が認められないとも思える。

しかし、因果関係の判断過程において構成要件の結果は具体的に把握される。

そうすると、潜在していたにとどまる代替的原因を捨象して、行為なければ結果なしという関係の存否を判断されることになる（付け加え禁止の原則）。

## 2. 法的因果関係

詳細は（総）

case1 : X が V に布団で鼻口部を圧迫するなどの暴行を加えたところ、V には重篤な心臓疾患があったため、X の暴行がそれ自体では人を死亡させる危険を有しないものであったにもかかわらず、V が死亡した（行為時の被害者の特殊事情）

因果関係以前に不能犯の成否も問

題となる（基礎応用 121 頁）

case2 : X の暴行により V の死因である内因性高血圧性橋脳出血が形成され、その後、予見不能な Y の暴行により上記脳内出血が拡大されることで V が幾分か死期を早めて死亡した（行為後の介入事情 - 第三者の行為）。

case3 : V は、X による執拗な暴行から逃れるために、公道上を走っていたところ、心理的に動揺していたことから、冷静な判断ができる状態になかったため、高速道路に進入してしまい、その直後、疾走してきた自動車に衝突されて死亡した（行為後の介入事情 - 被害者の行為）。

### （1）判例・学説の流れ

因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加え、法的因果関係も認められる必要がある。

基本刑法 I 66 頁

法的因果関係については、その行為からその結果が発生することの経験的通常性を基準として判断する相当因果関係説がある。<sup>2)</sup>

基本刑法 I 67 頁、高橋総論 126 頁・

131 頁

相当因果関係説の内部では、経験的通常性の判断基底の範囲について、行為時に行為者が認識・予見した事情及び認識・予見し得た事情とする主観説、行為時に存在した全事情及び行為後に生じた客観的に予見可能な事情とする客観説、並びに行為時に一般人が認識・予見し得た事情及び行為者が特に認識・予見していた事情とする折衷説が対立している。

大阪南港事件では、X の暴行により V の死因である内因性高血圧性橋脳出血が形成され、その後、予見不能な Y の暴行により上記脳内出血が拡大されることで V が幾分か死期を早めて死亡しているところ、Y の暴行は異常性の高いものであるために一般人の認識・予見可能性も客観的な予見可能性も認められない上、X による認識・予見も認められないから、主観説・客観説・

最決 H2.11.20・百 I 10

<sup>2)</sup> 経験的通常性とは、「一般人の経験上その行為からその結果が発生することが相当であること」を意味する（基本刑法 I 67 頁）。

折衷説のいずれにおいても、Yの暴行を経験的通常性の判断基底に取り込むことができない。

相当因果関係説の中には、経験的通常性を問題とする因果経過を「Xの暴行によるVの死亡」という現実には存在しなかったものとして抽象的に捉えることで、Xの暴行が死因となった上記脳内出血を形成するほど強力なものであったのだから、これによりVが死亡するという因果経過には経験的通常性が認められるとするのであるとして、相当因果関係を肯定する見解もある。

他方で、経験的通常性を問題とする因果経過を「Xの暴行、Yの暴行、上記脳内出血によるVの死亡」という現実には存在するものとして捉える見解からは、Xの暴行とVの死亡の間に介在してV死亡に対して因果的に寄与しているYの暴行を判断基底に取り込むことができない以上、因果経過の経験的通常性が否定され、相当因果関係は認められないことになる。

このように、相当因果関係説では、Yの暴行が判断基底から除外された場合に相当因果関係を認めることができるかについて、因果経過をどこまで抽象的に捉えるのかによって結論が異なるという意味で、具体的な介在事情を判断基底から除外した後に因果経過の経験的通常性を判断する際に因果経過をどこまで抽象的に捉えるべきかが不明確であるという問題点がある。

さらには、経験的通常性をどのように判断するのかが不明確であるという問題点もある。

相当因果関係説が抱える問題は、大阪南港事件のように、実行行為により結果発生原因が直接形成されているものの予見不能な介在事情により結果発生が早められたという事案で顕在化する。<sup>3)</sup>

### [論点 3] 危険の現実化説

因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加え、法的因果関係も認められる必要がある。

法的因果関係については、経験的通常性を判断基準とする相当因果関係説もある。

相当因果関係説によると、実行行為により結果発生原因が直接形成されているものの予見不能な介在事情により結果発生が早められたという事案では、介在事情を判断基底に取り込むことができないため、因果経過を具体的に捉えると相当因果関係が否定される。

行為者の行為の結果発生に対する寄与度が大きい一方で介在事情の寄与度が小さいにもかかわらず、法的因果関係が否定されるのは妥当でない。

適正な帰責範囲を確定するためには、介在事情の寄与度も考慮するべきで

基本刑法 172 頁

ローブラ 18 頁

基本刑法 172～73 頁

高橋総論 131 頁、佐伯 66 頁

A

<sup>3)</sup> 相当因果関係説と危険の現実化説の対立が顕在化するの、典型的には、大阪南港事件のような行為後の介在事情がある事案のうち直接表現型に属する事案である。もっとも、行為時に被害者の特殊事情がある事案でも顕在化することがある。例えば、「Xは、Vを昏睡させるつもりで、睡眠薬を入れたワインをVに飲ませた。Vは、睡眠薬の摂取により、X・V双方が認識していなかった特殊な心臓疾患が急激に悪化して、急性心不全に陥り、死亡した。ワイングラスに混入した睡眠薬の量は、Vの特殊な心臓疾患がなければ生命に対する危険性は全くないものであった。」(令和2年司法試験設問2・3)という、行為時に存在した被害者の特殊事情を経由して結果が発生した場合である。

ある。

そこで、法的因果関係の存否は、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、その際には介在事情の異常性と結果への寄与度が考慮されると解すべきである（危険の現実化説 - 判例）。<sup>4) 5) 6)</sup>

平成30年司法試験短答式刑法第19

問

## (2) 事案類型

### ア. 被害者の特殊事情

B

case1 のように、行為者の実行行為そのものの危険性だけでは結果を発生させるには足りないが、実行行為そのものの危険性と被害者の特殊事情（心臓疾患等）とが相まって結果発生に繋がったという事案において問題となる（基本的に、因果関係の有無以前に、実行行為性レベルのこととして不能犯の成否が問題となる。）。

山口総論 61～62 頁

実行行為の危険性は、実行行為時に存在した全事情を基礎に客観的に判断されるから、被害者の特殊事情の存在を前提として判断される（被害者の特殊事情は、その異常性の程度を問わず、行為の危険性を判断する事情として考慮される。）。

したがって、当該行為は、被害者の特殊事情と相まって結果を生じさせる危険性があると評価されるから、危険の現実化が認められ、因果関係が肯定される。

#### [判例 1] 老女布団蒸し事件

B

事案：X が V に布団で鼻口部を圧迫するなどの暴行を加えたところ、V の心臓等に高度の病的素因があったため、V が心臓死した。

最判 S46.6.17

判旨：「致死の原因たる暴行は、必ずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく、たまたま被害者の身体に高度の病変があったため、これとあいまって死亡の結果を生じた場合であつても、右暴行による致死の罪の成立を妨げないと解すべきことは…当裁判所判例…の示すところであるから、たとい、…X の本件暴行が、V の重篤な心臓疾患という特殊の事情さえなかつたならば致死の結果を生じなかつたであろうと認められ、しかも、X が行

4) 行為そのものの危険性は「介在事情の…結果への寄与度」として考慮される。両者は表裏の関係に立つからである。行為の危険性は、行為時に存在した全事情を基礎に客観的に判断される（山口総論 61 頁）。

5) 危険の現実化説では、介在事情の予見可能性は危険の現実化の判断に意味を持ちうる限りで考慮されるものであると説明される（山口総論 60 頁）。これは、介在事情の予見可能性は、介在事情の異常性の有無・程度の判断において考慮されるという意味であると思われる。

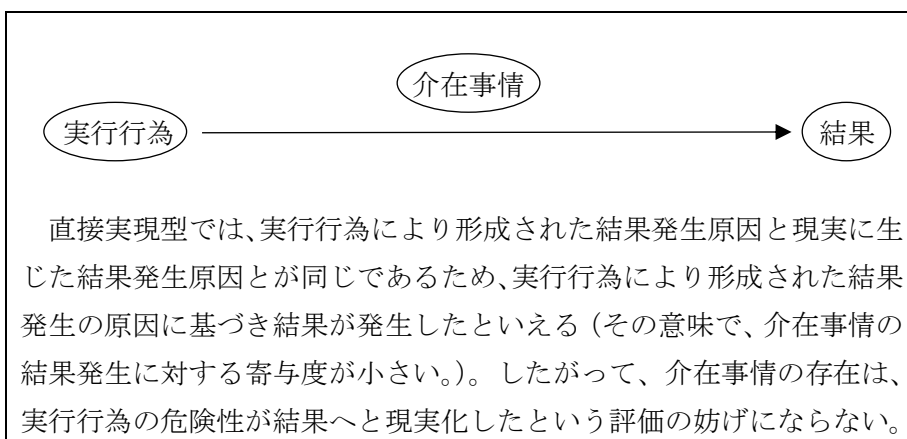
6) 危険の現実化説については、「この見解によれば、因果関係の有無は、客観的に存在するすべての事情を判断の基礎とし、実行行為の危険性、介在事情の異常性、介在事情の結果への寄与度等を考慮しつつ、行為の中に含まれている危険が結果の中に現実化したかによって判断することになる」（基本刑法 I 初版 81 頁）として、前田教授が総合衡量の要素とする、①実行行為そのものの危険性の大小（実行行為時における結果発生蓋然性の程度）・②行為時併発事情・行為後介在事情の異常性（予見可能性の低さ）・③実行行為と併発・介在事情の最終結果への寄与度（前田総論 134 頁）を危険の現実化説の下位基準として挙げる説明もあるが、これらの帰属基準では判例において基準となる「誘発」「支配」「利用」などの要素を盛り込むことはできないだろうという指摘もある（高橋総論 134 頁・48）。また、基本刑法 I 第 2 版 74 頁・第 3 版 74 頁でも、初版における上記記述の一部が削除され、「この見解によれば、因果関係の有無は、客観的に存在するすべての事情を判断の基礎とし、行為の中に含まれている危険が結果の中に現実化したといえるかによって判断することになる」という説明に変更されている。そして、高橋総論 138 頁では、危険の現実化説の下位基準として、①行為による結果発生危険（結果に対する影響力）の大きさ、②行為と介在した他の事情の関係（支配、利用、誘発、随伴など）を考慮した実質的危険度の修正（これらの事情は「危険の創出」に内在するものでなければならない）、③行為の危険の実現（影響力）がそれら他の事情の影響力によって遮断されるといえるかどうか、④全事情を総合する事後判断が挙げられている。

為当時その特殊事情のあることを知らず、また、致死の結果を予見することもできなかつたものとしても、その暴行がその特殊事情とあいまって致死の結果を生ぜしめたものと認められる以上、その暴行と致死の結果との間に因果関係を認める余地がある…。」

## イ. 行為後の介在事情

### (ア) 直接実現型

例えば、case2 のように、行為者の実行行為によって結果発生の直接的原因が形成されており、行為後の介在事情が当該原因による結果発生を助長する形で結果発生時期が介在事情がなかった場合に比べて早まったにすぎない場合を意味する。



行為者の実行行為が結果発生 of 直接的原因になっている場合には、行為者の実行行為そのものの危険性が結果へと現実化したといえるため、介在事情が危険の現実化を妨げる事情にならないから、介在事情の異常性の程度にかかわらず、因果関係が認められる。<sup>7)</sup>

### 【判例 2】大阪南港事件

事案：X は、ある日の午後 8 時頃から午前 9 時までの間、V の頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、V の血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた後、同人をある建設会社の資材置場まで自動車で運搬し、同日午後 10 時 40 分頃、同所に放置して立ち去った。

その後、V は、何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されたことにより、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期が早められ、死亡した。

判旨：「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ、本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。」<sup>8)</sup>

A

山口総論 62 頁、基本刑法 1 78 頁

介在事情は、実行行為と結果を結ぶ矢印（線）の外側に位置するというイメージ。

A

最決 H2.11.20・百 1 10

<sup>7)</sup> 直接実現型では、介在事情の結果への寄与度が、危険の現実化という評価を妨げるだけの強さを有しないのである。

<sup>8)</sup> 因果関係の判断においては、「仮に第三者の暴行がなくても、X の暴行によって形成された脳内出血が時間の経過に伴い悪化することにより、V が死亡していた」という仮定的因果経過は捨象されるから、第三者の暴行と V 死亡の間の因果関係を否定することもできない。そうすると、X と第三者の双方に単独犯として傷害致死罪が成立することになり、死の二重評価という問題が生じ得るが、別人間での二重評価にすぎ

(答案)

確かに、第三者の暴行は異常性の高いものであるから、これが X の暴行に起因するとはいえない。

しかし、X の暴行により死因となった内因性高血圧性橋脳出血が形成されているから、X の暴行には、同橋脳出血の悪化により V を死亡させる危険性があったといえる。

したがって、X の暴行そのものの危険性が V 死亡へと現実化したといえ、因果関係が認められる (X には、傷害致死罪が成立する。)

**[判例 3] 患者抜管事件**

事案：X らの暴行により傷害を負った V は、緊急手術を受けて、一旦は容体が安定したが、医師の指示に従わず体から治療用の管を抜くなどして暴れた結果、容体が急変し、事件の 5 日後に死亡した。

判旨：「被告人らの行為により被害者の受けた前記の傷害は、それ自体死亡の結果をもたらす得る身体の損傷であって、仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、上記のような被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとしても、被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡との間には因果関係がある…。」<sup>9)</sup>

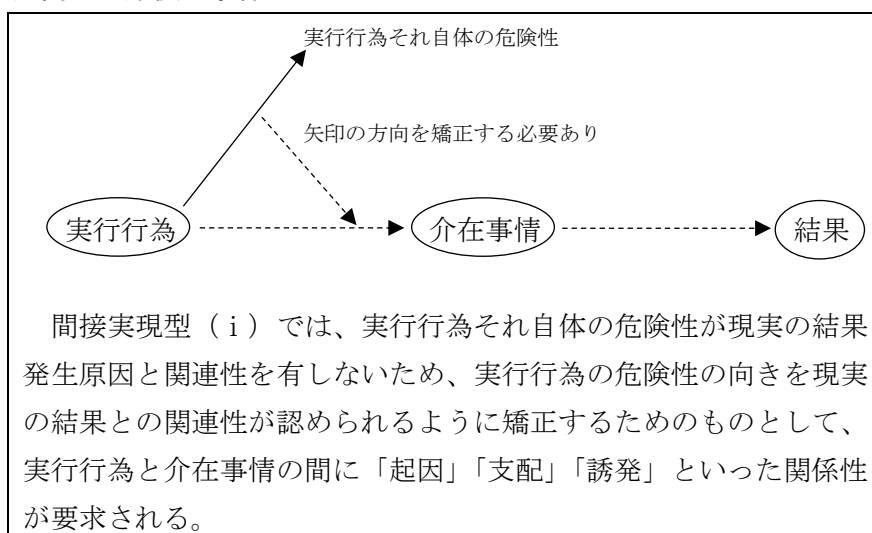
B

最決 H16.2.17

**(イ) 間接実現型**

case3 のように、介在事情が結果発生の直接的原因になっている場合には、(ア) 直接実現型のように、行為者の実行行為そのものの危険性だけでは、危険の現実化としての因果関係を肯定することができない。もっとも、結果発生の直接的原因になっている介在事情の助けを借りることで、危険の現実化としての因果関係を肯定することができる。

**(i) 高速道路侵入事件型**



A

最決 H15.7.16・百 I 13

厳密には、実行行為に密接に関連して行為者が行った行為との間に「起因」「支配」「誘発」といった関係が認められる場合でもよい(山口総論 61 頁・64 頁、最決 H16.10.19)。

ないから、量刑上の問題は生じない。死の二重評価が(最も)問題になるのは、同一被告人に、同一被害者の死亡について複数の犯罪(ex.殺人罪、傷害致死罪)の成立を認める場合である。

9) 本決定については、「介在した被害者の不適切な行為が治療を受けないという「不作為」であったため、介在事情の結果に対する寄与度が否定され、当初の暴行行為に認められる危険が、医師の治療により妨げられることなく、死の結果へと現実化したとみることができる。」と説明されている(基本刑法 I 76~77 頁)。他方で、「本件の場合、いったん容体が安定したことから当初の行為の誘発などを欠き、危険の現実を肯定することは必ずしも容易ではなく(危険の質的転換が認められよう)、また、被害者の自己答責性も肯定できることから、構成要件の射程範囲外の結果であるとも考えることもでき、因果関係を肯定することは困難な事例であるように思われる。」との指摘もある(高橋総論 142 頁)。

結果発生の直接的原因になっている介在事情が行為者の実行行為に起因する（あるいは、「支配」されていた・「誘発」された）といえるのであれば、行為者の実行行為には結果発生 of 直接的原因になっている介在事情をもたらす危険性を有する（介在事情を経由して結果を発生させる危険性が含まれている）ものとして評価されることになるから、そのような意味での行為者の実行行為の危険性が結果へと現実化したといえることになり、因果関係が認められる。

答案では、①介在事情が結果発生 of 直接的原因となっているため、実行行為それ自体の危険性が結果へと現実化したとは評価できないということを指摘した上で、②実行行為と介在事情の間に「起因」「誘発」「支配」といった関係性を認めることができるかを検討する。②では、介在事情の異常性が強ければ、「起因」等が否定される。

そして、介在事情が被害者の行為である場合、自ら危険な行為に及ばないのが通常であるという経験則が働くため、被害者の行為の危険性が高ければその分だけ異常性が高いものとして「起因」等が否定されやすくなるものの、行為者の実行行為が被害者に対して心理的影響を及ぼしていたのであれば、介在事情の異常性の高さが希釈されて「起因」等を肯定する余地が生じる。

#### [判例 4] 高速道路侵入事件

事案：Xら6名は、共謀の上、深夜、Vに対し、公園において、約2時間10分にわたり間断なく極めて激しい暴行を繰り返し、引き続き、マンション居室において、約45分間、断続的に同様の暴行を加えた。Vは、隙を見て同居室から靴下履きのまま逃走したが、Xらに対し極度の恐怖感を抱き、逃走開始から約10分後、Xらによる追跡から逃れるため、上記マンションから約763mないし約810m離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車にれき過されて、死亡した。

判旨：「被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができるから、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当として是認することができる。」

(答案)

Vの死因は自動車に衝突されて後続車両に轢過されたことであり、Xらの暴行によって死因が形成されたわけではないから、Xらの暴行自体の危険性がV死亡へと現実化したとはいえない。もっとも、V死亡の直接的原因であるVによる高速道路への侵入がXらの暴行に起因するものであるとはいえないか。

A

最決 H15.7.16・百 I 13

確かに、V による高速道路への侵入は、それ自体として極めて危険な行為である。

しかし、V は、X らから約 2 時間 55 分もの長時間にわたって激しくかつ執拗な暴行を受け、X らに対する極度の恐怖心を抱いていた。

そのため、暴行から高速道路侵入までの間に約 10 分間、約 800m という時間的・場所的間隔があったとしても、V が逃走の過程で高速道路に侵入した行為は、X らの暴行に強く影響・支配されていたといえる。

そうすると、V による高速道路への侵入は、X らの暴行から逃れるためにとっさに選択した行動であるといえ、X らの暴行から逃れる方法として著しく不自然・不相当であったとはいえない。

したがって、V による高速道路への侵入は X らの暴行に起因するといえるから、X らの暴行には、V による高速道路への侵入を経由して衝突事故を原因とする V 死亡を発生させる危険性があったといえる。

よって、X らの暴行の危険性が V 死亡へと現実化したといえ、因果関係が認められる。

前田 250 選 27 解説

結果的加重犯の共同正犯肯定説からは、X らには傷害致死罪の共同正犯が成立する。

#### [判例 5] 夜間潜水事件

事案：潜水指導者である X は、夜間潜水の指導中に不用意に移動して受験生 V のそばから離れて V を見失ったところ、指導補助者及び V の不適切な行為が介在して受講生 V が死亡した。

判旨：「X が、夜間潜水の講習指導中、V らの動向に注意することなく不用意に移動して V らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者らの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった V をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、X を見失った後の指導補助者及び V に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは X の右行為から誘発されたものであって、X の行為と V の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。右因果関係を肯定し、X につき業務上過失致死罪の成立を認めた原判断は、正当として是認することができる。」

B

最決 H4.12.17・百 I 12

#### [判例 6] 高速道路追突事件

事案：X は、V に文句を言い謝罪させるため、夜明け前の暗い高速道路の第三通行帯上に自車及び V 車を停止させた（過失行為）後、V に暴行を加え（V も暴行により反撃）、自車でその場から立ち去った。それから 7～8 分後、その場に停止し続けていた V 車に後続車が追突したことにより、後続車の運転者・同乗者が死傷した。

判旨：「V に文句を言い謝罪させるため、夜明け前の暗い高速道路の第三通行帯上に自車及び V 車を停止させたという X の本件過失行為は、それ自体において後続車の追突等による人身事故につながる重大な危険性を有していたというべきである。そして、本件事故は、X の上記過失行為の後、V が、自らエンジンキーをズボンのポケットに入れたことを失念し周囲を捜すな

B

最決 H16.10.19



どして、X車が本件現場を走り去ってから7、8分後まで、危険な本件現場に自車を停止させ続けたことなど、少なからぬ他人の行動等が介在して発生したものであるが、それらはXの上記過失行為及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであったといえる。そうすると、Xの過失行為と被害者らの死傷との間には因果関係があるというべきである。」

(ii) トランク監禁致死事件型

```

graph LR
    A(実行行為) --> B(介在事情)
    B --> C(結果)
            
```

間接実現型(ii)では、実行行為それ自体の危険性が現実の結果発生原因の一部を形成しているから、実行行為それ自体の危険性と現実の結果発生原因との間のギャップは、(i)ほど大きくない。

実行行為には、現実の結果発生原因となった介在事情と相まって結果を発生させるという危険性が認められ、ただ、その危険性が結果へと現実化するためには、介在事情の顕在化というパズルのピースが揃わなければならない、というイメージである。<sup>10)</sup>

このように、(i)に比べて実行行為の危険性が大きい(その分だけ、介在事情の寄与度は小さくなる)ため、(i)と異なり、実行行為と介在事情の間における「起因」等は要求されないのである。

A

最決 H18.3.27・百 I 11

介在事情は、実行行為と結果を結ぶ矢印(線)の内側に位置するというイメージ(cf.直接実現型では、介在事情は矢印(線)の外側に位置する。)

基本刑法 I 78 頁

同事件では、Xらが路上で停車中の普通乗用自動車のトランク内にVを監禁していたところ、後続車が運転者の甚だしい過失により当該普通乗用自動車にほぼ真後ろから追突し、トランク内のVが死亡したという事案において、Xらの監禁行為とVの死亡との間の因果関係を肯定している。

答案では、①結果発生の直接的原因となっている介在事情と実行行為の間に「起因」等の関係性が認められないことを指摘した上で、②介在事情の異常性と寄与度(寄与度と表裏の関係にある実行行為それ自体の危険性)を考慮して「ひとたび介在事情が発生した場合に結果を発生させる危険性」が実行行為に認められるかを検討する。<sup>11)</sup>

<sup>10)</sup> 山口総論 61～66 頁は、①実行行為の危険性の現実化の態様を「実行行為によって結果発生の原因が直接生じた場合、すなわち、実行行為の危険性が…結果へ直接現実化した場合」(直接型)と、「実行行為後に介在した行為が…結果発生の直接的な原因であったが、その直接原因を実行行為及びこれに関して被告人が行った行為が誘発したと認められる場合、すなわち、実行行為の危険性が結果の直接原因である介在行為を介して…結果へ間接的に現実化した場合」(間接型)に大別し、②間接型においては介在行為「を誘発する危険性が当初の実行行為及びそれに密接に関連して行われた行為に認められたときに、実行行為の危険性が結果の直接的原因となる第三者の行為を介して結果へと現実化した」という上、③トランク監禁致死事件について、「直接の死因は自動車の追突による傷害であるとしても、甚だしい過失行為による場合も含め、追突事故は珍しいことではないから、トランク内という狭く逃げ場がない上に、追突によって容易に破損する場所に監禁する行為自体の危険性が被害者の死亡という結果に現実化した」と説明している。

基本刑法 I 78 頁は、間接型において危険の現実化が認められる事案類型として、「実行行為が介在事情を誘発したり」する場合(高速道路侵入事件など)と「ひとたび介在事情が発生すると結果を惹起する危険が実行行為に含まれている場合」(トランク監禁致死事件など)を挙げている。

<sup>11)</sup> 書き難ければ、①直接実現型ではないことを指摘した上で、②介在事情の異常性と寄与度の単純な足し算(又は引き算)により、介在事情には危険の現実化という評価を妨げるだけの異常性と寄与度があるのかということを論じれば足りる。

[判例 7] トランク監禁致死事件

事案：Xらが路上で停車中の普通乗用自動車のトランク内にVを監禁していたところ、後続車が運転者の甚だしい過失により当該普通乗用自動車にほぼ真後ろから追突し、トランク内のVが死亡した。

判旨：「Vの死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内にVを監禁した本件監禁行為とVの死亡との間の因果関係を肯定することができる。」<sup>12)</sup>

解説：本決定については、①追突事故は珍しいことではないことからすれば、同路上に駐車された自動車トランク内という逃げ場のない場所に人を監禁する行為には、ひとたび追突事故が発生するとその衝撃によりトランク内の被害者が死亡するという危険性が認められるから、因果関係を肯定ができる、②トランク監禁行為には「ひとたび介入事情が発生すると結果を惹起する危険が実行行為に含まれてい」といった説明がある。

(答案)

確かに、V死亡の直接的原因である追突行為は第三者の甚だしい過失によるものである。そのため、Xの監禁行為が追突行為をもたらしたとはいえない。

しかし、自動車のトランクは人が入ることを想定した構造になっていないことと、甚だしい過失行為による場合も含めて追突行為はさほど珍しいことではないことからすれば、Xが路上で停車中の自動車のトランク内にVを監禁するという行為には、ひとたび追突事故が発生した場合にVを死亡させる危険性を有していたといえる。

したがって、上記のような意味でのXの監禁行為の危険性がV死亡へと現実化したといえ、因果関係が認められる(Xには、監禁致死罪が成立する。)

(iii) 結果発生 of 直接的原因を特定できない事案

行為者Xの第一行為と第三者Yの第二行為のいずれかによってVの死因(結果発生原因)が形成されたという点は確かであるものの、いずれによって形成されたのかまでは特定できていないという事案では、Xの罪責について、以下のように処理することになる。

①Vの死因がXの第一行為によって生じた場合と②Yの第二行為によって生じた場合についても因果関係が認められるのであれば、Xの第一行為とV死亡の因果関係があると認定しても、利益原則(刑訴法336条後段参照)に反しない。

①の場合、直接実現型に属することになるから、Yの第二行為という介入事情は、危険の現実化という評価を妨げる事情にならない。

②の場合、間接実現型のうち、(i)に属するのが通常である。仮に

<sup>12)</sup> 第1審判決は、自動車トランクは人が入ることを想定して設計・製作されたものではないから、自動車トランク内に人を監禁して道路上を走行すること自体、非常に危険な行為であるとした上で、第三者の過失行為により後方から追突されてトランク内の人間が死亡することは経験則上十分に予測できるとして、因果関係を肯定している。平成18年最高裁決定については、交通事故一般の危険性ではなく、路上駐車中の自動車トランク内への監禁という実行行為自体が持つ危険性を重視し、死の結果はその危険性が現実化したものと理解していることになる、と説明されている(百I11解説)。

A

最決 H18.3.27・百 I 11

山口総論 66 頁

基本刑法 I 78 頁

A

そうである場合、Xの第一行為とYの第二行為の間に「起因」等の関係性が認められなければ、Yの第二行為という介在事情により危険の現実化という評価が妨げられることになる。②の場合に因果関係を認めることができない以上、利益原則の適用により、Xの第一行為とV死亡の間の因果関係は存在しないものとして扱われる。

**[判例 8] 米兵ひき逃げ事件**

A

最決 S42.10.24・百 I 9

事案：Xは、自動車でVを跳ね飛ばし、自動車の屋根にはね上げられ意識を失ったVに気づかず運転を継続していたところ、同乗者Yが走行中の自動車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転落させ、死亡させた。なお、死因となった頭部の傷害が最初の衝突（Xの過失行為）と転落（Yの故意行為により）のいずれから生じたのかまでは確定できない事案であった。

判旨：「Yが進行中の自動車の屋根の上からVをさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというのがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、ことに、本件においては、Vの死因となった頭部の傷害が最初のXの自動車との衝突の際に生じたものか、Yが被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであつて、このような場合にXの前記過失行為からVの前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない。したがつて、原判決が右のような判断のもとにXの業務上過失致死〔現：過失運転致死罪・自動車運転死傷行為処罰法5条〕の罪責を肯定したのは、刑法上の因果関係の判断をあやまつた結果、法令の適用をあやまつたものというべきである。」

（答案）

死因となった頭部傷害がXとYのいずれの行為によって生じたのかが不明であるが、頭部傷害がXの過失行為によって生じていた場合と、Yの故意行為によって生じていた場合のいずれの場合についても因果関係が認められるのであれば、Xの過失行為とV死亡の因果関係があると認定しても、利益原則（刑事訴訟法336条後段参照）に反しない。

確かに、Xの過失行為により頭部傷害が生じていた場合には、同過失行為には頭部傷害を原因としてVを死亡させる危険性があつたといえるから、同過失行為それ自体の危険性がV死亡へと現実化したといえ因果関係が認められる。

しかし、Yの故意行為により頭部傷害は生じていた場合には、Xの過失行為そのものの危険性がV死亡へと現実化したとはいえない。また、走行中の自動車の屋根からVを引きずり下ろすというYの故意行為は、極めて危険な行為であるから、異常性の高い行為であるといえる。そのため、V死亡の直接的原因であるYの故意行為がXの過失行為に誘発されたとはいえないから、Xの過失行為にはYの故意行為を経由して頭部傷害によりV死亡を発生させる危険性があつたとはいえない。したがつて、このような意味でのXの過失行為の危険性がV死亡へと現実化したともいえないから、因果関係は認められない。

よつて、Xの過失行為とV死亡の間の因果関係は認められない。

(iv) 死の二重評価が問題となる事案

Xは過失行為によりVに重傷を負わせ、その後、殺意に基づきVを殺害したという事案では、過失行為により現実の死因が形成されていたのであれば、過失行為と死亡の間の因果関係は、直接実現型として処理されるため、肯定される。他方で、故意行為と死亡の間の因果関係も、故意行為がなくても過失行為により形成された傷害が悪化してVは死亡していたという仮定的因果経過は捨象されるため、肯定される。そうすると、同一行為者の複数の行為につき同一被害者に対する過失致死罪（事案によっては業務上過失致死罪・重過失致死罪等）と殺人既遂罪が成立することになり、死の二重評価という問題が生じる。

基本刑法175頁、山口総論66～67

頁

そこで、死の二重評価を避けるために、過失行為には過失致傷罪の成立を認めるにとどめ、故意行為につき殺人既遂罪の成立を認めるという処理をすることになる。なお、過失行為により惹起された結果のうち、故意行為に吸収されているのは死亡結果だけであるから、過失致傷罪と殺人既遂罪とは包括一罪ではなく併合罪となる。

上記と異なり、過失行為により現実の死因が形成されていないのであれば、過失行為と死亡の間の因果関係は、通常は、間接実現型(i)として処理されることになる。そして、故意に基づく殺人行為という介在事情の異常性から、結果発生 of 直接的原因である故意行為と過失行為の間に「起因」等の関係性を認めることはできないため、過失行為と死亡の間の因果関係は否定される。他方で、故意行為と死亡の間の因果関係は、仮定的因果経過の捨象により、肯定される。そうすると、死の二重評価を避けるための特殊な処理を要することなく、Xには過失致傷罪と殺人既遂罪が成立し、両罪は併合罪となる、という結論が導かれる。

基本刑法175頁

**[判例9] 熊撃ち事件**

B

事案：Xは、ライフル銃の誤射によりVに重傷を負わせた後、苦悶するVを早く楽にさせた上で逃走しようと考え、Vを射殺した。

最決S53.3.22・百114

本決定は、業務上過失致傷罪（誤射）と殺人既遂罪（射殺）の併合罪としている。

判旨「なお、本件業務上過失傷害罪と殺人罪とは責任条件を異にする関係上併合罪の関係にあるものと解すべきである、とした原審の罪数判断は、その理由に首肯しえないところがあるが、結論においては正当である。」